令和5年度 東京都福祉のまちづくり事業者団体等 連絡協議会

令和6年2月7日

(午前10時00分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、本日は、お忙しい中ご参加いただきまして 誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和5年度東京都福祉のまちづく り事業者団体等連絡協議会を開催させていただきます。

私は、本日事務局を担当いたします、福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の 田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の配付資料についてでございます。会議次第にありますとおり、資料 1から6-2まで。参考資料については、1と2となっております。

委員の方々の紹介につきましては、参考資料1、委員名簿の配付をもって代えさせて いただきます。

次に、委員の参加状況について報告させていただきます。本日ご参加いただいている 委員の方々をご紹介いたします。

東京都建築士事務所協会、小松委員。東京都商店街振興組合連合会、島田委員。東京 私立中学高等学校協会、星委員。日本労働組合総連合会東京都連合会、服部委員。以上、 4名の方は会場でご参加をされております。

続きまして、東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部、浅川委員。日本民営鉄道協会、西 尾委員。東京バス協会、二井田委員。日本百貨店協会、髙橋委員。日本フランチャイズ チェーン協会、大久村委員。東京都興行生活衛生同業組合、野口委員。アビリティー ズ・ケアネット株式会社、中村委員。以上、8名の方はオンラインで参加をされており ます。

失礼いたしました。一般社団法人全国銀行協会、諏訪委員についても、オンラインで ご参加をいただいております。大変失礼いたしました。

また、日本道路建設業協会、増田委員、東京建設業協会、奥委員については、オンラインにて遅れてご参加の予定でございます。

次に、東京都の出席者をご紹介させていただきます。渋谷事業調整担当部長でございます。

また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の兼務課長に任命を されておりまして、本日出席をしております。

それでは、議事に先立ちまして、福祉局事業調整担当部長の渋谷から一言ご挨拶を申 し上げます。

○渋谷事業調整担当部長 東京都福祉局事業調整担当部長の渋谷でございます。着座にて 失礼させていただいております。

本日は、ご多忙中のところ、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

東京都では、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定しまして、それに合わせてこち らの連絡協議会を設置いたしました。それ以降、約四半世紀にわたり、本連絡協議会と の意見交換も踏まえながら、福祉のまちづくりに関わる様々な施策を展開してまいりま した。

東京2020大会開催を契機として、都内の鉄道、バス、タクシーなどの公共交通、 道路や建築物などにおいて、事業者の皆様のご理解、ご協力、連携のもと、ハード面の バリアフリー化は着実に進展してまいりました。

一方、誰もが必要な情報をスムーズに得るための情報バリアフリーの充実や、心のバリアフリーのサポート企業との連携など、ソフト面の取組も徐々に進んできております。 今後は、こうした取組をさらに加速させ、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード、ソフトの一体的なユニバーサルデザインのまちづくりが社会に浸透するよう取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、本連絡協議会が第14期となりまして初めての協議会でございます。議事の 1点目で、東京都福祉のまちづくり推進計画の次期計画、令和6年度から10年度の計 画の案を取りまとめ、現在パブリックコメントの募集を行っておりますので、その概要 のご説明をさせていただきます。

また、議事の2点目では、障害者差別解消の取組についてご説明させていただきます。事業者様に対する合理的配慮の提供については、東京都の条例では既に義務化しているところですが、改正障害者差別解消法による合理的配慮の提供の義務化が、本年4月1日から全国的にスタートいたします。本日は、このことについて改めてご説明させていただきますので、事業者団体の皆様におかれましては、この機会に理解を深めていただき、ぜひご所属の事業者の皆様へ周知していただきますよう、お願いしたいと存じます。そのほかにも、心のバリアフリーに関する取組について、昨年12月に公開しましたホームページをご紹介するとともに、心のバリアフリーサポート企業連携事業の募集について協力のお願いをさせていただく、あるいは、障害者等用駐車区画や、当事者が参画したバリアフリー整備に関する取組についてもご説明させていただく予定となっております。

委員の皆様方より、各業界団体の代表者としてのお立場から、福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、どのような点に取り組むとよろしいかなど、ご意見を賜れればありがたく存じます。本日は限られたお時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。まず、当会議は公開となっております。本日、傍聴の方がいらっしゃいます。また、会議の議事録につきましては、東京都ホームページで後日公開をいたします。次に、オンラインでご参加いただいております委員の皆様に、ご注意いただきたい点を申し上げます。本日、イヤホンまたはヘッドホンをご用意いただける方は、着用をお願いいたします。また、ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としていただければと思います。マイクをオンの状態のままにしますと、ご自身の周辺の環境の音が

会場に聞こえてしまう可能性がございます。

また、発言の際は、事前に利用マニュアルにおいてご案内させていただいております、Webexrdynの挙手機能をご使用いただくほか、画面上で挙手をしていただいても結構でございます。

また、会場にお越しの皆様も含めての注意事項となりますが、ご発言の際には、冒頭 に所属団体とお名前をおっしゃっていただくようお願いを申し上げます。

最後に、音声が聞こえないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択してメッセージを送信していただければと思います。メッセージがもし送信できない場合は、事務局の吉川のメールアドレス宛てにメールをお送りいただければと思います。

以上が注意事項でございます。

それでは、初めに、今回が第14期の初の協議会ということですので、会長の選任に 入らせていただきます。

参考資料の2、本協議会の設置要綱第5の第1項によりまして、委員の互選で会長を置くことが決められております。どなたか立候補ないし、ご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、推薦がないようですので、大変恐れ入りますが、事務局のほうからご推薦をさせていただければと思います。第13期の協議会においても会長を務められました、東京都建築士事務所協会の小松委員に、引き続きお引き受けいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○田中福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。それでは、小松委員に会長を お引き受けいただけるということで、異議なしということでご承認をいただきましたの で、小松委員に第14期、当連絡協議会の会長をお願いしたいと存じます。

早速でございますが、小松会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

○小松会長 ただいまご推薦いただきまして、当協議会の会長に就任することになりました、東京都建築士事務所協会の小松でございます。

東京都福祉のまちづくり推進計画でもうたわれているように、全ての人が安全で安心して、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインが浸透した都市、東京の創造に向けまして、皆様方と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○田中福祉のまちづくり担当課長 小松会長、ありがとうございます。 それでは、これより先の進行は、小松会長にお願いをいたします。
- ○小松会長 それでは、議事に入らせていただきます。お手元の次第の3、議事に沿って 進めてまいります。

議事(1)から(6)について事務局から説明し、それぞれの議題について質疑応答を挟む形で進行したいと思います。

では最初に、(1) 東京都福祉のまちづくり推進計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、東京都福祉のまちづくり推進計画 (案) につきまして、資料1に沿ってご 説明をさせていただきたいと思います。

部長の挨拶にもございましたとおり、福祉のまちづくり推進計画(案)ということで、 2月1日に公表したものでございます。こちらは3月1日までパブリックコメントを実施しているものについて、本日ご説明をさせていただければと思います。

資料1の1枚目が概要となってございます。まず、計画の位置づけについてでございますけれども、会長のご挨拶にもありましたとおり、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるということで、東京都福祉のまちづくり条例に基づきまして、総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画となっております。

次期計画の計画期間については、現行の計画と同じ5年間ということで、令和6年度 から令和10年度までとなっております。

計画の目標につきましては、誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会ということになっております。

次に、推進計画の基本的視点と取組の体系でございます。全部で五つの視点がございます。一つ目が、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーのさらなる推進、二つ目が、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備。3、誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築。4、共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進。5、誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備えという、五つの視点に、それぞれの施策、事業を掲載するというような体系になってございます。

一つ目の視点が、交通機関、道路等のバリアフリーというところで。内容としましては、交通機関におけるハード・ソフトのバリアフリー化、道路におけるバリアフリー化、 面的なバリアフリー整備というところが入ってございます。

今回の計画の特色としましては、交通機関のところにハード・ソフト両面からという 文言が入っておりますとおり、ハードだけではなくて、ソフトの心のバリアフリーとか、 情報バリアフリーについても、それぞれの視点の中に入れ込んでいるというところでご ざいます。

例えば、交通局が実施しております、駅員ですとか乗務員に対する研修の事業などは、現行計画においては、4の心のバリアフリーのところに掲載をしておりましたけれども、ハードの事業だけではなく、ソフトの情報発信、心のバリアフリーのための研修ですとか障害者差別解消のための合理的配慮の提供、こういったものについては、それぞれの交通機関とか道路、あるいは建築物、公園など、それぞれのところに落とし込んでいる

というところが大きな特徴でございます。

2の全ての人が快適に利用できる施設、環境というところでは、建築物等、これについてもハード・ソフト両面から。公園等についても、ハード・ソフト両面からとなっております。その次が、住宅の整備促進というような構成です。

次に、3、情報バリアフリーについてでございますけれども、障害者ですとか、外国人ですとか、誰もが情報を円滑に入手できるような情報提供体制ということで、障害者差別解消法令の言い方ですと、情報保障という言い方をしておりますけれども、そういった施策については、3の(1)のところになります。

- (2)が、ホームページ等における情報提供を充実させていきましょうというところです。
- (3) として、コミュニケーションにおける支援ということで、手話の話せる方の体制を整えたりとかというところが、(3) に入ってございます。

視点4が、心のバリアフリーについてでございます。普及啓発ですとか、学習機会の 充実ということで、様々施策がこちらに入っております。

それから、多様な人の社会参加の推進ということで、コミュニケーション支援以外の 部分で、多様な方が社会参加できるようにというようなことが、こちらに入っておりま す。

視点5は、災害時・緊急時の備えということで、(1)が事前の備えの部分です、避難所の確保ですとか、その他、首都直下地震等の大規模災害に備えて事前に行う備えというのが(1)です。

- (2)が、発災時における応急対策としての避難所等での要配慮者への支援。
- (3) が、帰宅困難者対策における要配慮者への支援。
- (4)が、日常生活における事故防止というような構成になってございます。 以上が概要でございます。

次に、本文のほうを簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1章が、推進計画の基本的な考え方ということになってございます。

2ページをご覧いただきますと、計画策定の経緯ということで、今までの流れを書い てございます。

その次に、(2)新たな推進計画策定に向けてとございます。私ども東京都のほうでは、この連絡協議会とは別に、福祉のまちづくり推進協議会という附属機関を設置しております。事業者の委員の方もいらっしゃいますし、障害や高齢者など当事者の団体の方、学識経験者、公募の都民などで構成されております。そちらの福祉のまちづくり推進協議会から、意見具申という形で2回受理をいたしまして、その内容を踏まえて今回の推進計画(案)をつくっているという状況でございます。

第13期の協議会では、東京2020大会の開催を契機とした取組の成果を踏まえて、 当事者参画をさらに進めるとか、共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進 を進めるというような課題と方向性について意見具申をいただきました。

第14期の協議会からは、「福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方」と題した意見具申を、昨年の11月に受理をしております。この中で交通機関、道路、建築物等において、ハードの整備と合わせて合理的配慮の提供ですとか、情報保障を行うなど、ハード・ソフトー体的なバリアフリーを推進するというようなことが、次期推進計画で取り組むべき方向性ということで示されております。

その次に、また書きで書かせていただいておりますけれども、近年の障害者関係法令の整備を契機に、障害者への差別的取扱いの禁止ですとか、合理的配慮の提供などについて位置づけられております。障害者だけでなく、高齢者、妊産婦、乳幼児連れ、子供、外国人等のニーズも多様化してきておりまして、様々な配慮が求められております。これらの状況を踏まえて、利用者の視点に立った環境整備や取組を加速させるとともに、東京2025デフリンピックも見据えまして、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりをさらに推進するということで、計画を検討してきた旨を記載してございます。

次の2、計画の位置づけについては、先ほどの概要と重複しますので、省かせていた だきます。

4ページに行きまして、計画の目標でございます。目標については、先ほど概要においてご説明させていただいたとおりのものでございますが、第2パラグラフにございますとおり、この目標を達成するためには、2020大会の開催を契機として進展したハード・ソフト両面から取組を、都市のレガシーとして継承、発展できるよう、さらに取組を進めると。東京2025のデフリンピックやその先も見据えて、国籍や障害の有無にかかわらず、施設やまちにおけるハード面のバリアフリー化とソフト面の情報バリアフリー、心のバリアフリーの取組をさらに推進していく必要があるということを書かせていただいております。

また、推進に当たり留意すべき三つのポイントということで、福祉のまちづくりで目指す社会像の共有、高齢者、障害者等の当事者の参加と意見の反映、都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進、この三つのポイントを踏まえて、施策の充実を図っていくということを記載させていただいております。

5ページの五つの視点については、先ほどの概要のとおりでございます。

6ページ、計画の推進体制でございます。都民の役割、都の役割、区市町村の役割、 事業者の役割ということで記載をしてございます。

恐れ入りますが、事業者の役割について述べさせていただきます。都市施設ということで、福祉のまちづくり条例で指定をしている施設ということでございますけれども、不特定多数の方が利用される全ての施設ということになります。施設を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者、障害者を含む全ての人が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることとされていると。このため、次の役割が

求められるということで、自らが所有・管理する施設、物品及び提供するサービスなど について、法令や条例等の趣旨を十分に踏まえた取組を実施するということを書かせて いただいております。

次に、7ページでございますが、計画の進行管理ということでございます。この福祉のまちづくり推進計画につきましては、東京都の各局が行っている施策、事業について掲載をしているものでございます。こちら計画をつくって、その後の進行管理としては、結果だけではなくて、プロセスも重視して評価を行って、さらに改善を講じて、新たな施策を講じるということで、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行うということが書いてございます。

どういう視点で進行管理を行うかというところでございますけれども、例えば施設の新設とか、大規模な改修等を行う場合には、計画、設計、施工、完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等との意見交換で得た情報などを基に、それを活用していくと。さらに、ハードの設備と一体となって、人的サポート等のサービスの提供を行っていたりですとか、誰もがスムーズに情報を入手できるように、適切に必要な情報を提供すると。こういった観点から、行政自ら定期的な評価を実施して、都民の意識調査の考察ですとか、利用者の声も踏まえて検証して、スパイラルアップを図っていくということを記載してございます。

以上が、第1章でございます。

続きまして、8ページからが第2章ということで、都におけるバリアフリーをめぐる 現状ということでございます。

9ページからが社会的背景ということで、基礎的な統計データについて、高齢者の人口の推移、それから要介護ですとか、認知症の症状を有する方の統計、出生率、障害者手帳の所有者数、東京を訪れた外国人の旅行者数などのデータについて記載をしております。

12ページからが、福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果ということで、5年ごとに福祉のまちづくりに関する調査を実施しておりまして、令和3年度に行った調査結果というところになってございます。

ユニバーサルデザインという言葉の意味を知っている方ですとか、ハード面のバリアフリーの印象ですとか、日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあるところがどこなのかということですとか、東京都が福祉のまちづくりに重点的に取り組む必要があるものは何なのかといったことなどが統計データとして出ております。

16ページにございますとおり、心のバリアフリーを今力を入れて進めているところですけれども、令和3年度のデータでいきますと、約5割の都民の方が心のバリアフリーを知っているというような統計データになってございます。

その次、16ページの途中から、我が国の動向ということで、障害者権利条約の批准 に向けて行われた国内法の整備について経緯を書いておりまして、最後のパラグラフに なりますけれども、令和4年9月に障害者権利条約に関する報告に対して、国連の障害者権利委員会の総括所見における勧告が行われたと。この中でも福祉のまちづくりの視点ということで、施設及びサービスの利用の容易さをアクセシビリティとして確保するべきということで、施設のハード面のバリアフリーだけではなくて、サービスの利用の容易さというところが大きな要素として記載をされてございます。

それから、政府のUD2020行動計画、バリアフリー法等の改正。

18ページに行きますと、関連する法律ということで、認知症の基本法も制定されております。こういった経緯について記載をしてございます。

20ページからが第3章ということで、福祉のまちづくりの分野別施策ということに なってございます。

事業者の皆様に関係するところを中心に、触れさせていただければと思います。

22ページ、課題のところで、こちらの福祉のまちづくり推進協議会の中でも非常に 委員からの意見が多かったところで、22ページの四つ目の丸でございますが、駅にお いて、乗降介助等の対応全般について合理的配慮の提供を適切に行えるように、駅員等 の教育を進めると。

無人改札口、無人駅というものが全国的に増えておりまして、東京でも進んでおりますけれども、この際には、聴覚障害者、視覚障害者とのコミュニケーションに配慮して利用者との連絡手段を明確にして、必要に応じて人員を派遣するなど、旅客支援を可能な限り行う必要があるといったところが意見として反映をされているところでございます。

23ページから、今後の取組の方向性でございます。鉄道駅・車両については、1ルートの確保はほとんど進んでおりますが、今後は、遠回りとか、乗換えで地上や改札の外へ出るとかいったところの複数乗換えルートの整備促進、こういったことを進めるということで、東京都と事業者と連携をして進めさせていただくということを書かせていただいております。

それから、24ページに行きまして、先ほどありました旅客支援のところですけど、 丸の上から三つ目ございますけれども、全ての駅係員のほか、乗務員についても、サー ビス介助に係る資格取得を進めるといったところと。交通局の取組でございますが、日 暮里・舎人ライナーの無人駅では、カメラとモニターつきのインターホンを設置してい て、引き続き、支援を実施していくということを書かせていただいております。

それから、24ページの下から二つ目の丸でございますが、路線バス車両について、 こちらもノンステップバスについては、ご協力いただきましたことによって、ほとんど の場所ではノンステップ化がされております。

さらに、都内バス事業者が、乗降用リフト装置つきバス、主には観光バスとか、リムジンバスなどでございますけれども、そういったところを進めていくと。通常バスとの価格の増加分について、経費を支援していくというようなことを書かせていただいてお

ります。

25ページの最後の丸については、UDタクシーの普及促進ということで、こちら環境局のほうの補助では、ユニバーサルドライバー研修を受講することを要件としておりますので、引き続き、車両導入を支援していくということを書いております。

26ページからが、道路についてでございます。

27ページに今後の取組の方向性とございますけれども、都道におきましては、スロープ、エレベーター設置などのバリアフリー化、駅や公共施設、病院などを結ぶ都道等において、歩道の段差解消、勾配の改善、点字ブロック、エスコートゾーンなどを設置していくということを書いてございます。

それから、28ページの下から三つ目の丸でございます、情報バリアフリーに関してです。歩行空間における段差などのバリアフリー情報ということで、こちらについては、なかなか今までオープンデータ化が進んでいないところでございます。歩行空間ネットワークデータとしてオープンデータ化する取組を国交省が進めておりますので、そちらとも連携を図っていくということを記載してございます。

次、29ページからが、面的なバリアフリー整備ということでございます。

30ページに、今後の取組の方向性としてございますけれども、バリアフリー法に基づいて、バリアフリー基本構想等を計画策定、あるいは更新をする補助を出しております。

その中で、ただハードの整備だけではなくて、心のバリアフリーということで、二つ目の丸でございますが、区市町村が設置する協議会に参画する際に、教育啓発特定事業ということで、心のバリアフリーに関して学校との連携ですとか、地域の住民の皆様への心のバリアフリーのワークショップ、こういったものが促進されるように働きかけを行っていくということを書いてございます。

以上が、視点の1でございます。

続きまして、32ページから視点の2、建築物・公園等というところでございます。

34ページの丸の上から三つ目、課題についてでございますが、小規模店舗等でのバリアフリー化というところが、推進協議会でも非常に意見が多かったところでございます。可動式スロープを備えたりですとか、店員の接遇向上、合理的配慮の提供等に係る普及啓発を図ることが必要ということを、意見を踏まえて記載をしてございます。

34ページの下からが、今後の取組の方向性ということで。

35ページの下から四つ目の丸でございますが、ホテル、宿泊施設についてでございます。改正した建築物バリアフリー条例に基づく客室整備ということで、基準が見直されております。また、車椅子使用者客室ということで、どのような方も使いやすい客室ということで基準が決まっておりますが、こういったものの客室の確保を促進していくというところでございます。

また、情報発信についてでございますけれども、客室の情報をそれぞれの施設のホー

ムページにもアップしていただくとともに、私どもでやっております、ユニバーサルデザインナビなどで発信をしていくということを書いてございます。

その次の丸、小規模店舗についてでございますが、バリアフリー化に対しては、区市町村の支援を引き続き行います。また、みんながまた来たくなるお店づくりという接遇のハンドブックも作成しておりますので、そちらを使った普及啓発を続けていくということを書かせていただいております。

その次の丸ですが、都内の公共交通施設等のトイレの場所ですとか、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化して公表しておりますが、適切に情報更新を行っていくということを書いてございます。

次、37ページが公園等というところで、38ページ、今後の取組の方向性としてございますが、都立公園ですとか海上公園、自然公園などにおいてバリアフリー化、ハード面だけではなくて、情報発信をやっていることを記載してございます。

39ページが、公共住宅・民間住宅の整備促進ということでございますが。

40ページに、今後の取組の方向性ということで、都営住宅の建て替えのときにバリアフリー化をするとか、民間のマンションも含めて、バリアフリー改修を行うことなどを記載してございます。

また、41ページのところには、大規模災害時の応急住宅ということで、バリアフリー対応を行うというふうなことも初めて記載をしてございます。

次に、43ページからが、視点3の情報バリアフリーでございます。

最初に、障害者・外国人等への情報提供体制というところでございますが。

44ページの下から、今後の取組の方向性ということで、情報を得ることが困難な人に対して、点字、音声、文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等、多様な情報伝達手段によって情報提供を進めて、社会参加を促進すると。

都においては、「広報東京都」で情報保障を行うほか、知事の記者会見などにおいては、字幕付きのライブ配信を行うといったことを書いてございます。

その次の丸でございますけれども、伝わる広報の実現に向けて、あらゆる人がアクセスしやすい広報物ということで、さらに見直しを進めていくということを書いてございます。

また、高齢者向けのスマートフォン体験会など、デジタルデバイドの解消の取組についても記載をしております。

次に、46ページが、ホームページの情報提供でございます。下のところに今後の取 組の方向性としてございますけれども、全ての人が都内の面的なバリアフリー化の状況 を検索できるように、施設管理者の自主的な情報発信、オープンデータ化を促進すると。

また、都、区市町村、事業者等が連携したバリアフリー情報の一体的な発信に係る検討を行っていくということを記載してございます。

それから、47ページの一番最後のところには、宿泊施設を安心して利用できるよう

に、バリアフリー情報の充実を図っていくということを記載してございます。

次に、48ページからは、コミュニケーションについてでございます。今後の取組の 方向性の1点目のところで、都自ら行うものと、区市町村が実施する手話の講座などを 通じて、手話人口の裾野拡大を目指すということを書いてございます。

三つ目の丸でございますが、今回、令和6年度の東京都の予算で新たに位置づけたものがユニバーサルコミュニケーションということで、音声を文字化する透明ディスプレーですとか、字幕にするようなサービスが多様化してございます。そういったものを、2025年にデフリンピックと世界陸上がございますので、公共施設等において導入を進めるだけではなくて、社会の中で普及促進を図るといったことを大きな方向性として、来年度示してございます。

ここに書いてあることとしましては、一つ目の丸のところで、民間事業者等と連携して技術の実証を行うこと、スタートアップ企業との連携で技術開発に取り組むこと、それから、社会への普及に向けて、都有施設の窓口に置くとともに、区市町村、鉄道駅などにおける機器導入を支援するといったことを記載してございます。

次に、51ページからが、心のバリアフリーについてでございます。 (1) が普及啓発、学習機会というところで。

53ページからが、今後の方向性でございます。都民、事業者、区市町村などが、福祉のまちづくり推進協議会ですとか、各種連絡協議会の仕組みを活用して、情報交換や意見調整等を促進するということで、まさしく本日開催の会議については、この取組になるというところでございます。

心のバリアフリーの意識や行動が浸透した共生社会を目指して、ホームページによる 集中的な広報活動ということで、こちらは後ほど事業についてご説明をさせていただき ます。

その次の丸、差別解消法については、法改正がされるということで、都民への周知などを引き続き行っていくというところで、こちらについても後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

それから、53ページの一番下でございますけれども、情報発信ということで、バリアフリートイレですとか、障害者駐車区画等のバリアフリー設備について、真に必要としている方が利用できるように、ガイドライン、ハンドブック等を活用した普及啓発、情報発信などを行っていくといったところで、こちらも障害者等用駐車区画について、後ほどご説明させていただきたいと思います。

54ページの一番最後の丸でございますが、こどもスマイルムーブメントということで、子供にやさしいまちづくり、子供が参画した機会の創出ということで、企業、NPO、学校、区市町村等と連携をして進めていくということを書いてございます。

55ページからが、社会参加というところでございますけれども。

56ページ、今後の取組の方向性ということで、ヘルプマークについての普及啓発、

これは後ほどまたご説明をさせていただきます。また、認知症のサポーターの養成など について記載をしております。

最後に、58ページからが、災害時・緊急時の備えというところで、(1)避難所等の確保でございますが、59ページから今後の取組の方向性ということで、都立学校施設のバリアフリー化、区市町村の学校のバリアフリー化を計画的に進める。社会福祉施設等については、引き続き耐震化を行うとともに、非常用自家発電の整備等を進めるということを記載してございます。

60ページからが避難所等での要配慮者の支援ということで、61ページが今後の取組の方向性ということで、個別避難計画の作成などにおいて、区市町村を支援していくこと、総合的なトイレ対策を進めること、ヘルプカードについて普及啓発を促進することなどを記載してございます。

62ページは、帰宅困難者対策における要配慮者への支援というところで、63ページに今後の取組の方向性としてございますが、大規模集客施設、駅、一時滞在施設等での避難誘導や情報提供、受入態勢の整備を促進するということで、一時滞在施設になる民間の施設においては、要配慮者への対応を図るために、待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることですとか、外国人にも分かりやすいようにピクトグラム等を活用する、やさしい日本語を使うといったことを、今までもガイドラインで周知をさせていただいておりますが、引き続き、促進をしていくことについて記載をしております。

6.4ページが、日常生活における事故防止ということで。子供の事故防止については、 エビデンスベースの予防策を展開すること。高齢者に対しても、事故防止の普及啓発を 行うことなどを記載してございます。

以上が第3章でございまして。

66ページからが、第4章ということで計画事業、現時点で156事業を掲載してございますが、先ほど説明した施策について、個別の事業の最新の状況ですとか、事業目標について記載してございますので、こちらについては後ほど各自ご覧をいただければと思います。

駆け足になりましたが、福祉のまちづくり推進計画(案)の説明については以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございました。ただいま、議事(1)についてご説明していただきました。それでは、議事(1)につきまして、ご意見、ご質問がある方はお願いいたします。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、(2)障害者差別解消に関する取組・ヘルプマークについて、 福祉局障害者施策推進部共生社会推進担当課長、志村課長からご説明をお願いいたしま す。

○志村共生社会推進担当課長 ただいまご紹介にあずかりました、福祉局障害者施策推進 部で共生社会推進担当課長、志村と言います。

今日は貴重なお時間、本当にありがとうございます。資料に基づいて、私から簡単に 説明をさせていただきます。

まず、資料2-1のヘルプマークについてご説明させていただきます。

2ページ目になります。赤地に白でプラスとハートが描かれているマークです。こちら皆さんもうご存じかと思います。まち中で、かばんにヘルプマークをつけている方を見かけたこともあるのではないかと思います。

このヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、また内部障害や難病の方、 妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方が、周囲に配慮を 必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的に作成されたマ ークでございます。

平成24年度に東京都が作成しまして、令和3年10月には全都道府県で導入されて おります。直近、令和5年9月末現在で、累計で東京都としては57万6,000個を 配布しているという状況でございます。

ヘルプマークを見かけた方がいらっしゃいましたら、この右枠の下の3点をお願いしているところでございます。一つ目、電車・バスの中で席をお譲りください。2点目、駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いしたいということ。、3点目、災害時は、安全に避難するための支援をお願いしたいということ。以上3点をお願いしているところでございます。

右が資料です、これまでの取組になります。平成24年に、都営大江戸線での配布を始めまして、翌年には都営地下鉄全線での導入をしました。現在では、都営バスの営業所、あと都立病院でも配布しております。無償で配布しております。

また、ホームページでヘルプマークを広く周知するほか、駅や公共施設へのポスターの掲示、あと電車、バスの優先席や、ホームドアにおけるステッカーの表示、あとイベントでのチラシ配布などを通じて、普及啓発に取り組んでいるところでございます。

こうして都として様々な普及啓発を重ねるとともに、多くの自治体や、本日お集まりの皆様の事業者、団体、企業、あと鉄道会社などが賛同して、こうした取組が広がっておりまして、おかげさまで平成29年にはJIS規格の案内用図記号として、全国共通のマークに位置づけられております。誠にありがとうございます。

今後とも、ヘルプマークの理解促進に向けた取組を進めていくとともに、ヘルプマークを身につけた方への援助方法など、より具体的な普及啓発にも取り組んで、ヘルプマークの定着を一層進めていきたいと思っております。

資料の3ページ目、ご覧ください。ここでは、ヘルプマークを使用していただいている方から寄せられた声を紹介しております。

一つ目のエピソードです、義足や人工関節の使用者からは、安心して優先席に座ることができている。二つ目のエピソードとしては、聴覚障害や言語障害のある方からは、すぐに筆談対応してもらったという声です。三つ目、発達障害のある方からは、銀行でスムーズに手続ができた、自分の障害説明をするストレスが減ったという声が挙げられております。あと最後、四つ目ですが、がん患者の方からは、見た目では分からないが、気づいてほしいために身につけているといった声が挙がっております。

続いて、4ページ目になります。現在の取組でございます。昨年度末に、主要駅の既存ポスターの張り替えを行っております。今年度は、テレビドラマとのタイアップポスターによるその周知のほか、2か年にかけて都民から集めた、ヘルプマークを身につけた方への支援の内容を、エピソードを集めまして、それを記載したポスターを作成しております。それが右側の内容になります。

また、東京都の総合防災訓練や、みみカレッジという、聴覚障害、手話について理解を深めるイベントで専用ブースを出展して、都民の皆様には、直接ヘルプマークについてご説明しております。

全ての都民が共に暮らす共生社会を実現するためには、障害のある人も、ない人もお 互いに尊重し合う、心のバリアフリーの考えが広がることが重要と考えております。

今後とも、東京としては、都営交通など、局を超えた連携をはじめ、区市町村へのきめ細やかな協力依頼、それから本日のような事業者団体様への周知など様々な機会を捉えて、より具体的な普及啓発に取り組んで、ヘルプマークの認知度向上に努めていき、社会に定着させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしいたします。

今日この会議にご参加の皆様、関連企業等の皆様にも、この機会にヘルプマークについてご理解いただき、まち中でヘルプマークを身につけた方、お困りの方を見つけた際には、ぜひお声かけいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

ヘルプマークについては、以上です。

続いて、資料 2-2-1 です、差別解消法・条例について説明させていただきます。 復習の意味も含めて説明させていただきます。

2ページ目です、差別解消の概要でございます。障害者差別解消法には、差別を解消するための措置として二つのことが規定されております。一つ目は、不当な差別的取扱いの禁止、もう一つが合理的配慮の提供でございます。

3ページ目、ここで、法に規定されているポイントの一つ目、不当な差別的取扱いについて確認させていただきます。障害を理由に、正当な理由なく、サービスの提供拒否、制限、条件をつけるといった行為を、不当な差別的取扱いと言っております。こうした障害者の権利利益を侵害することは禁止されております。

不当な差別的取扱いであるかどうかは、正当な理由の有無によって判断されます。この正当な理由に相当するか否かは、具体的な場面や状況に応じて、客観的に判断することが必要とされております。客観的であるかどうかというのは、第三者の立場から見て

も納得を得られるような理由となっていることが必要となります。正当な理由があると 判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが大切で ございます。

次のページ、4ページ目になります。具体例として、少し例を挙げてみますと、不当な差別の具体例としては、例えばスライドの丸の一つ目ですが、漠然とした理由で、何かあったら危険なのでといったことで、利用や参加を拒否するということが挙げられます。そのほか、スライドに挙げられている、あと二つの丸の内容についても、障害があることを理由に、健常者と異なる対応をするということが禁止ということになります。

こうした不当な差別的取扱いに該当しますので、後ほどご確認いただければと思います。

5ページ目になります。合理的配慮の提供でございます。続いて、ポイントの2点目になります。合理的配慮とは、障害のない方と同等の機会を保障するために、障害のある方から、サービスの利用に当たって配慮の申出があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、必要かつ合理的な取組を行うことを言います。過重な負担に当たるかどうかは、個別事案ごと、総合的、客観的に判断が必要となっております。

なお、過重な負担に当たると判断された場合でも、障害者に理由を説明し、理解を得るように努めていただきたいということと、あと別の方法で配慮ができるのではないかということを、当事者の方と話し合って対応していただくことが重要と考えております。これを建設的な対話と言いますので、ご対応の方、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、6ページ目になります。合理的配慮の提供義務化ということで、こちらもうご存じかと思います。本日も何回かお話に出ているかと思いますが、障害者差別解消法が制定された当初、民間事業者に、その合理的配慮の提供は努力義務とされておりましたが、令和3年5月の法改正が行われ、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化となりました。この改正障害者差別解消法は、令和6年、今年の4月1日から施行されます。

なお、平成30年10月に施行しております東京都障害者差別解消条例におきましては、もう既に民間事業者による合理的配慮の提供が義務となっております。

7ページ目になります。これらの措置の対象者は、法律、条例ともに、行政機関と民間事業者となっております。不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供は、ともに 義務となっております。

8ページ目になります。具体例として、受付、相談、説明の場面の合理的配慮の具体例としては、障害の特性を踏まえて、手話、点字、拡大文字、絵や写真、カード、あとタブレット端末といったコミュニケーション手段を用いるといったことが、該当となっております。

資料については、2-2-1の説明については以上です。

あと、2-2-2になります、資料の。こちらは国のパンフレットになります。参考

までに資料として提供しております。東京都で、平成30年度の施行した障害者差別解消条例により、国に先駆けて、事業者による合理的配慮の提供を義務としていましたので、東京都の状況は変わらないですが、都で作成しているハンドブック、あとパンフレットについても、現在、改定作業中ですので、事業者団体様からのご意見も聞き入れた形で作成しておりますので、次年度、ホームページ等で周知していきますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

続いて、2-2-3と2-2-4ですけれども、東京都の事業紹介ということで、障害及び障害者理解研修事業のご案内でございます。

都では、事業者向けに、障害者に関わる団体等を講師に招きまして、障害当事者の体験談などの話を聞くこと、あとワークショップによる参加者間の意見交換によって、障害及び障害者への理解を深めていくWEBセミナーというのを実施しております。今年度も全10回開催しております。うち約半数は終了しておりますが、今後、資料2-2-3の6回目ぐらいから、まだ申込みの締切り前の回も多くございますので、ぜひ参加をご検討ください。無料になっておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一つ、事業の紹介で、資料にはないですが、東京都障害者差別解消シンポジウムがございまして、これもWEBセミナーとなっております。動画の配信期間が3月1日から3月15日までということで、動画で見れますので、ぜひご参加、お申込みいただけたらと思います。一応参加の申込みが、2月20日までとなっております。こちらのほう、資料がなくて本当に申し訳ないですが、東京都障害者差別解消シンポジウムという形で検索していただければすぐに出ると思いますので、ぜひ、参考までに参加していただけると非常に助かりますので、よろしくお願いいたします。

資料の説明は以上です。ありがとうございました。

○小松会長はいい、ありがとうございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、(3)心のバリアフリーに関する取組について、事務局から 説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。

資料3-1、3-2に沿って、心のバリアフリーの取組についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料3-1が、「心のバリアフリー」集中的広報事業ということで、今年度から始まった事業になっております。こちらの概要について、こちらに記載しております。事業の目的としましては、施設のバリアフリー整備に加えて、ソフト面の取組として、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける、こちらを心のバリアフリーの定義としておりますけれども、その心のバリアフリーへの理解を促進して、共生社会の実現を目指すとしております。集中的広報事業ですので、今年度か

ら令和7年度までの3か年を予定しております。

目標としましては、この事業にだけでなく、心のバリアフリーに関する取組全てについての目標ということでございますけれども。先ほど、推進計画のご説明の中で触れさせていただいたとおり、心のバリアフリーという言葉を知っている都民の割合が、令和3年度に50%ですので、こちらを令和12年、2030年度末に75%、25%上乗せをするということを目標としております。

事業の内容としましては、イメージしやすいキャッチフレーズ、シンボルマークを設定して、ホームページとか動画で一体的に発信するということで、右側にありますとおり、「ハートとハードで、バリアをなくそう!」というのがキャッチフレーズで、その右側が、ハートと気づきのエクスクラメーションマーク、これをモチーフにして、下にTokyoということで、東京から発信をしていくというようなシンボルマークにしてございます。

昨年の12月にホームページを開設をしまして、今までばらばらに発信していた心の バリアフリーに関する情報を、一元的に発信できるようにしております。

また、心のバリアフリーについて学べるコンテンツということで、様々な動画をこちらに置いております。また、子供向けのページというのも作成をしておりまして、右側にトップページがございますが、左下のところに小学生・中学生の皆さんへというところからクリックしていただくと、子供向けのページに飛ぶような形になっております。

ここに掲載しております動画を用いて広告を行っております、YouTubeですとか、SNSなどで順次配信を行っております。

下に動画の例ということで、子供たちに訴求力のある方ということで、チャンカワイさんにご出演をいただいて、小学生・中学生向けの広告動画を作成しております。

ホームページに来ていただいた後に、内容が分かる解説動画ということで、小学生・中学生向けの解説動画を2本、こちらに掲載をしております。

また、一般の大人向けの解説動画ということで、バリアフリートイレなどを適正に利用していただくための解説動画ということで、こちらも掲載してございます。

以上が集中的広報事業でございます。

続きまして、資料3-2が、「心のバリアフリー」サポート企業連携事業ということで、昨年度もご説明しましたので、引き続きの方は反復するようなご説明になってしまって申し訳ございませんが、簡単にご説明をさせていただきます。

事業の概要としましては、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組 に協力する企業等を心のバリアフリーサポート企業として登録して、都のホームページ 等で取組内容を公表するといった事業でございます。

登録要件としましては、必須の事業が、従業員の心のバリアフリーを推進するための 取組ということで研修等を行っていただいている。それから、任意事業としましては、 都民の心のバリアフリーを推進するための取組ということで、各企業で取り組んでいた だいているそのサービスの内容とかが、心のバリアフリーに沿った内容になっていると かいったところでございます。そのほか行政への協力などを任意事業としております。

右側に登録数がございますけれども、平成30年度に始めまして、サポート企業は令和5年度の第1期の登録までで、500社余りとなっております。特に先進性とか、独自性、波及効果等の観点から、優れたところについては、好事例企業とさせていただいております。こちら認定しておりますのが、全部で45社となっております。

ちょっと令和5年度の第1期が20社ということで、かなり今までのペースと減っておりますので、こちら2月の末まで募集を行っておりますので、ぜひ各事業者団体におかれましては、傘下の会員の企業の方々に周知をお願いできればと思います。できるだけ多くの企業に登録させていただくように、よろしくお願いをいたします。

心のバリアフリーサポート企業になったときのメリットということで、左下にありますけれども、東京都のホームページで、好事例企業の場合は取組の内容まで公表しております。また、登録された場合は、自社のホームページ等で公表されている企業さんもございます。

都の主催イベントということで、下に、人権の普及啓発イベントであるヒューマンライツ・フェスタ、こちらでの様子が出ておりますが、好事例企業の方に取組の報告をいただいております。そのほか、都庁の1階でパネル展で、好事例企業の取組をご紹介するといったことをやっております。

また、先ほど議題2ところでありました差別解消シンポジウム、この中でも好事例企業の報告をさせていただいております。

サポート事業の募集のチラシがその次にございますので、こちらご参照いただければ と思います。

その次が、令和4年度の好事例企業ということで、令和4年度は9社、好事例企業になっておりますけれども、有明堂グループさんからローソンさんまで、それぞれの取組の概要ですとか、心のバリアフリーを実現するためのステップですとか、福祉のまちづくり推進協議会の委員の公表とかいったことを掲載しております。こちらの形でホームページで公表をさせていただいておりますので、サポート企業になってない企業についても、好事例企業にいきなりなるということもできるんですが、今年度については、好事例企業についての募集を終了しておりますので、ぜひサポート企業になってない企業さんにおかれては、サポート企業にまずは登録をいただきたいなと考えております。

資料3のほうがサポート企業の一覧ということで、業種別に、それぞれ企業名を載せさせていただいております。全部で508社ということで、こちらもホームページのほうで掲載をしております。企業の名前ですとか、取組について様々な、都として周知をさせていただきたいと思いますので、少しでも多くの企業の皆様にご参加をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、心のバリアフリーに関する取組につきまして、委員の皆様方から、ご意見やご感想等、何かございますでしょうか。

(なし)

- ○小松会長 よろしいでしょうか。それでは、続きまして、(4)、障害者等用駐車場区画に関する取組について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、障害者等用駐車区画に関する取組について、 資料4-1とチラシのご説明をさせていただきたいと思います。

資料4-1の表題が、優先駐車区画の拡充となっております。その左下のところに、 障害者等用駐車区画の分類ということで、車椅子使用者駐車施設と優先駐車区画との比 較がございますので、こちらから、まずご説明をさせていただきたいと思います。

バリアフリー法ですとか、福祉のまちづくり条例等の基準で定められておりますのが、この左側の車椅子使用者駐車施設というところで、チラシのほうにありますように、幅が3.5メートル以上あって、車椅子の方がドアを全開しても大丈夫な幅ということで、スムーズに乗り降りができるようなスペースということでございます。大体車椅子マーク、シンボルマークが真ん中に塗装してあるというようなところが多いかと思います。

法令の基準としましては、新築、改築、大規模改修等があったときに、駐車場を設ける場合には、1以上というような遵守の基準で、努力基準が、200台以下、総台数が200台以下の場合は50分の1以上、200台を超える場合は、全駐車台数の100分の1とプラス2以上というような努力基準になってございます。

こちらは利用対象者としては、都しては、車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人というような定義をしておりますけれども、国のほうの車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインというのが、令和4年度末に策定をされました。その中で、できれば車椅子使用者を原則とするというような方向性も示されているところでございます。施設のそれぞれの利用状況に応じて、どなたを対象にするということは、それぞれ各施設で運用されているかと思いますが、一つ目安として、国のガイドラインではそのような車椅子使用者を原則とするというようなことが出ております。

今後、車椅子使用者駐車施設以外に、やはり優先して止められるようなところを設けることによって、車椅子使用者以外の方を止めやすくするということで、優先駐車区画の拡充ということを書かせていただいております。

頭のところに戻りますけれども、定義でございます。車椅子使用者ほど広いスペース を必要としないものの、移動に配慮が必要な人が優先して利用できる区画ということで、 主な利用対象者としましては、歩行困難な障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方、 けがをした方などを想定するというところでございます。 現状、法令では、右下のところにありますとおり、望ましい整備というのが建築物とか公園になっておりますので。行っていただくのが任意というところにはなるんですけれども、通常の区画をそのまま転用できるというところで、広さについては広いほうが望ましくあるんですが、2.5メートルでもいいというところで。表示の方法としては、塗装というところもあるんですが、一番手っ取り早い手軽な取組としては、カラーコーンがあると思いますけれども、そのカラーコーンにカバーをかぶせるとか、看板を設置するということで、右下に表示するマークの例として、先ほどご説明したヘルプマークですとか、マタニティマーク、ハートプラスマーク、高齢者を表すつえをついているマーク、こういったものを表示していただければ、優先であることが示せますので、こういったものを各事業者の皆様の施設においても取り組んでいただけると幸いでございます。

都としても、優先駐車区画の拡充ということで、様々な取組を進めていきたいと考えておりますので、何かご提案とか、ご相談がございましたら、事務局のほうまでお気軽にお問合せいただければと考えております。

チラシのほうについては、1都3県で共同のキャンペーンを、毎年10月から12月まで行っているチラシになります。現時点では、車椅子使用者用駐車施設の話しか出ておりませんけれども、この3.5メートルのほうについても、必要な人のために空けておこうということで、駅前放置自転車対策などとも連携して周知をしているところでございますので、引き続き、ご協力をいただければと思います。

説明については、以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございました。本件につきまして、委員の皆様方からご意 見やご感想等、何かございますでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、続きまして、(5) 当事者の参画したバリアフリー整備に関する取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

当事者参画によるバリアフリー整備の取組について、資料 5 を基にご説明をさせていた だきたいと思います。今年度、ハンドブックを作成しておりますので、その内容、概要 についてご説明させていただきます。

1で、事業の背景としてございます。東京2020大会の競技会場となりました都立の公共施設などにおいては、アクセシビリティワークショップを設置しまして、その中で学識経験者、障害等の当事者などにメンバーになっていただきました。そこで点検を行った結果を設計などに反映をしまして、バリアフリー整備を実施したというところがございます。

また、区市町村に対しては、緊急推進事業、包括補助事業などにおいて住民点検を行

って、区市町村の施設の改修をする場合に補助を出すというようなことをやっております。

3点目がバリアフリー基本構想ということで、区市町村のほうが作成するエリアを指定した面的なバリアフリー整備の計画でございますが、こちらの作成に際しては、高齢者、障害者等の意見を反映する措置を講ずるということが書かれております。

第13期の推進協議会の意見具申の中でも、当事者参画のさらに促進が必要だと。事業者側、利用者側、相互の視点から、メリットを広く共有することが重要というご指摘をいただきまして、それを踏まえてハンドブックを今年度、作成をしております。

まだ作成中でして、現時点でできていないんですが、盛り込まれる内容については、次の3のところに書いてございます。令和6年3月発行予定ということでございますけれども、当事者参画をやる目的、効果、手法等のポイントですとか、どういうふうに意見反映をするか、こういったのを区市町村の事例を基にプロセスを記載しているというようなところでございます。

こちら、まずは公共施設等から取組を進めていくというところでございますけれども、 民間の各事業者さんの施設においても、ご参考にしていただければと考えております。 資料のご説明については、以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、当事者の 参画したバリアフリー整備に関する取組につきまして、委員の皆様方からご意見や感想 等、何かございますでしょうか。

(なし)

- ○小松会長 よろしいでしょうか。
 - それでは、(6)その他について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

その他ということで、推進計画(案)のご説明の中でも触れさせていただいた、情報発信のためのポータルサイト、とうきょうユニバーサルデザインナビ、略称UDナビについて、資料6-1でご説明をさせていただきたいと思います。

UDナビとはということで、高齢者、障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設ですとか、交通機関等に関する情報を集約したポータルサイトということでございます。

右下にトップ画面がございます。内容については、6-2のほうでパンフレットを用意しておりますけれども、そちらにありますとおり、例えば駅構内の段差のないルートですとか、車椅子使用者対応トイレの場所などについて、情報を一元的に閲覧できるというところで、施設の種別ごとにページになっていまして、鉄道・車とか、泊まる、買う、遊ぶ・学ぶ・食べるなどをクリックしますと、それぞれ施設種別ごとに掲載をされている施設の一覧が出てきます。その一覧のページの中で、ピクトグラムでエレベーターですとか、オムツ交換台ですとか、車椅子、ベビーカーの貸出しとか、そういった項

目がついていれば、その施設・店舗においては、そういうサービスが受けられるといったことが一目で分かるようになっております。

参照ページというところをクリックすると、各施設で発信されている該当のページ、バリアフリー設備について掲載しているようなページがあれば、そちらに直リンクで飛ぶような形になっておりますので、利用者の方は、まずはハブ的にこのポータルサイトで施設を探していただいて、その詳しい設備の情報などについては、各施設、各店舗のページのところで詳しく確認するということで、外出をする前に事前に調べてから外出できるというような効果があると考えております。

多言語対応ということで、15か国語に対応しておりますし、区市町村とか、福祉のまちづくりの関係団体などにおいて取り組まれているバリアフリーの取組とか、最新情報についても随時掲載をしております。こちらもまだ掲載がされてないような企業さん、施設、店舗さんなどがございましたら、ぜひ登録をお願いできればと思います。

問合せ先については、パンフレットの一番最後にありますとおり、公益財団法人東京都福祉保健財団のほうで、このサイトの運営・登録などを行っておりますので、そちらまで問合せをお願いできればと思います。

説明については以上でございます。

○小松会長はい、ありがとうございます。

以上で、本日の議事並びに、お配りしております資料の説明は全て終了いたしました。 本日の議題全般につきまして、ご意見やご質問等がありましたらば、挙手をしていただき、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(なし)

○小松会長 よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、ここで質疑応答を終了 させていただきます。

それでは、最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、今後の福祉のまちづくり施策を進めていく上でも、事業者の皆さんと連携して、引き続き、進めさせていただきたいと思います。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございます。

それでは、以上もちまして、令和5年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

(午前11時18分 閉会)